

協定書

国立大学法人北海道大学（以下単に「北海道大学」という。）並びに文部科学省及び国土交通省は、北海道大学の保管するアイヌの遺骨及び副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を、民族共生象徴空間における慰霊施設（北海道白老郡白老町字白老。以下「慰霊施設」という。）に集約するに当たり、次のとおり協定を締結する。

記

- 1 北海道大学は、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等について有する権利を包括的に放棄し、その返還を求めないものとする。この場合において、当該アイヌ遺骨等について、この協定を締結する時点において北海道大学以外の者が権利を有することが明らかなきは、慰霊施設に集約するまでに、その者が当該権利を放棄したことの確認その他国がその者から当該アイヌ遺骨等の返還を求められないよう必要な措置を講ずることとする。
- 2 北海道大学は、国土交通省が慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態で保管することができるよう、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等の状態を確認の上、集約の手続を行うものとする。
- 3 国土交通省は、文部科学省の協力を得て、集約されたアイヌ遺骨等を慰霊施設において良好な状態で保管するものとする。
- 4 北海道大学は、慰霊施設へのアイヌ遺骨等の集約後においても、当該アイヌ遺骨等について一体化、個体・個人の特定及び関係情報の収集・蓄積を進め、慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態において保管するために行う文部科学省及び国土交通省の取組に協力するものとする（具体的な協力の範囲については、個別具体的な事情に応じ、北海道大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）。
- 5 北海道大学は、アイヌ遺骨等の尊厳ある慰霊の実現が図られるよう、必要な協力等（具体的な範囲については、個別具体的な事情に応じ、北海道大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）を行うよう努めるものとする。
- 6 慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等のアイヌの人々への返還（地域返還を含む。）に係る搬送に際し発生する費用については、国土交通省が文部科学省を通じて北海道大学と調整しつつ、祭祀承継者又は地域返還対象団体との間で協議することとし、原則として北海道大学が負担するものとする。この場合において、その他必要と認められる費用については、別途民事法制について専門的知見を有する者等の意見を聴いた上、協議して決定するものとする。

7 北海道大学は、慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等について国に対して訴訟が提起された場合等には、国の機関の求めを受けて、関係資料の提供その他対応可能な範囲において誠実に協力するものとする。

8 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、北海道大学、文部科学省及び国土交通省が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書4通を作成し、北海道大学総長職務代理、文部科学省高等教育局長、文部科学省研究振興局長及び国土交通省北海道局長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月1日

国立大学法人北海道大学総長職務代理

笠原正典



文部科学省高等教育局長

伯井美徳



文部科学省研究振興局長

村田善則



国土交通省北海道局長

水島徹治



協定書

北海道公立大学法人札幌医科大学（以下単に「札幌医科大学」という。）並びに文部科学省及び国土交通省は、札幌医科大学の保管するアイヌの遺骨及び副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を、民族共生象徴空間における慰霊施設（北海道白老郡白老町字白老。以下「慰霊施設」という。）に集約するに当たり、次のとおり協定を締結する。

記

- 1 札幌医科大学は、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等について有する権利を包括的に放棄し、その返還を求めないものとする。この場合において、当該アイヌ遺骨等について、この協定を締結する時点において札幌医科大学以外の者が権利を有することが明らかなきときは、慰霊施設に集約するまでに、その者が当該権利を放棄したことの確認その他国がその者から当該アイヌ遺骨等の返還を求められることがないように必要な措置を講ずることとする。
- 2 札幌医科大学は、国土交通省が慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態で保管することができるよう、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等の状態を確認の上、集約の手続を行うものとする。
- 3 国土交通省は、文部科学省の協力を得て、集約されたアイヌ遺骨等を慰霊施設において良好な状態で保管するものとする。
- 4 札幌医科大学は、慰霊施設へのアイヌ遺骨等の集約後においても、当該アイヌ遺骨等について一体化、個体・個人の特定及び関係情報の収集・蓄積を進め、慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態において保管するために行う文部科学省及び国土交通省の取組に協力するものとする（具体的な協力の範囲については、個別具体的な事情に応じ、札幌医科大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）。
- 5 札幌医科大学は、アイヌ遺骨等の尊厳ある慰霊の実現が図られるよう、必要な協力等（具体的な範囲については、個別具体的な事情に応じ、札幌医科大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）を行うよう努めるものとする。
- 6 慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等のアイヌの人々への返還（地域返還を含む。）に係る搬送に際し発生する費用については、国土交通省が文部科学省を通じて札幌医科大学と調整しつつ、祭祀承継者又は地域返還対象団体との間で協議することとし、原則として札幌医科大学が負担するものとする。この場合において、その他必要と認められる費用については、別途民事法制について専門的知見を有する者等の意見を聴いた上、協議して決定するものとする。

7 札幌医科大学は、慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等について国に対して訴訟が提起された場合等には、国の機関の求めを受けて、関係資料の提供その他対応可能な範囲において誠実に協力するものとする。

8 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、札幌医科大学、文部科学省及び国土交通省が協議してこれを定めるものとする。

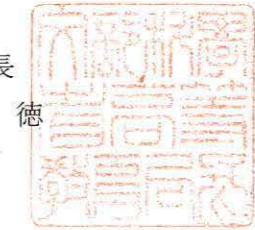
この協定の証として、本書4通を作成し、札幌医科大学学長、文部科学省高等教育局長、文部科学省研究振興局長及び国土交通省北海道局長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月1日

北海道公立大学法人札幌医科大学学長
塚本泰司



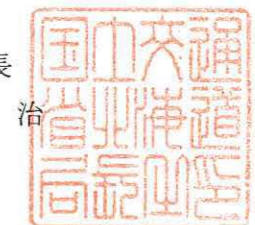
文部科学省高等教育局長
伯井美徳



文部科学省研究振興局長
村田善則



国土交通省北海道局長
水島徹治



協定書

国立大学法人東北大学（以下単に「東北大学」という。）並びに文部科学省及び国土交通省は、東北大学の保管するアイヌの遺骨及び副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を、民族共生象徴空間における慰霊施設（北海道白老郡白老町字白老。以下「慰霊施設」という。）に集約するに当たり、次のとおり協定を締結する。

記

- 1 東北大学は、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等について有する権利を包括的に放棄し、その返還を求めないものとする。
- 2 東北大学は、国土交通省が慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態で保管することができるよう、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等の状態を確認の上、集約の手続を行うものとする。
- 3 国土交通省は、文部科学省の協力を得て、集約されたアイヌ遺骨等を慰霊施設において良好な状態で保管するものとする。
- 4 東北大学は、慰霊施設へのアイヌ遺骨等の集約後においても、当該アイヌ遺骨等について一体化、個体・個人の特定及び関係情報の収集・蓄積を進め、慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態において保管するために行う文部科学省及び国土交通省の取組に協力するものとする（具体的な協力の範囲については、個別具体的な事情に応じ、東北大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）。
- 5 東北大学は、アイヌ遺骨等の尊厳ある慰霊の実現が図られるよう、必要な協力等（具体的な範囲については、個別具体的な事情に応じ、東北大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）を行うよう努めるものとする。
- 6 慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等のアイヌの人々への返還（地域返還を含む。）に係る搬送に際し発生する費用については、国土交通省が文部科学省を通じて東北大学と調整しつつ、祭祀承継者又は地域返還対象団体との間で協議することとし、原則として東北大学が負担するものとする。この場合において、その他必要と認められる費用については、別途民事法制について専門的知見を有する者等の意見を聴いた上、協議して決定するものとする。
- 7 東北大学は、慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等について国に対して訴訟が提起された場合等には、国の機関の求めを受けて、関係資料の提供その他対応可能な範囲において誠実に協力するものとする。

- 8 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、東北大学、文部科学省及び国土交通省が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書4通を作成し、東北大学総長、文部科学省高等教育局長、文部科学省研究振興局長及び国土交通省北海道局長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月1日

国立大学法人東北大学総長
大野 英 男



文部科学省高等教育局長
伯井 美 徳



文部科学省研究振興局長
村田 善 則



国土交通省北海道局長
水島 徹 治



協定書

国立大学法人東京大学（以下単に「東京大学」という。）並びに文部科学省及び国土交通省は、東京大学の保管するアイヌの遺骨及び副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を、民族共生象徴空間における慰霊施設（北海道白老郡白老町字白老。以下「慰霊施設」という。）に集約するに当たり、次のとおり協定を締結する。

記

- 1 東京大学は、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等について有する権利を包括的に放棄し、その返還を求めないものとする。
- 2 東京大学は、国土交通省が慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態で保管することができるよう、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等の状態を確認の上、集約の手続を行うものとする。
- 3 国土交通省は、文部科学省の協力を得て、集約されたアイヌ遺骨等を慰霊施設において良好な状態で保管するものとする。
- 4 東京大学は、慰霊施設へのアイヌ遺骨等の集約後においても、当該アイヌ遺骨等について一体化、個体・個人の特定及び関係情報の収集・蓄積を進め、慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態において保管するために行う文部科学省及び国土交通省の取組に協力するものとする（具体的な協力の範囲については、個別具体的な事情に応じ、東京大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）。
- 5 東京大学は、アイヌ遺骨等の尊厳ある慰霊の実現が図られるよう、必要な協力等（具体的な範囲については、個別具体的な事情に応じ、東京大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）を行うよう努めるものとする。
- 6 慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等のアイヌの人々への返還（地域返還を含む。）に係る搬送に際し発生する費用については、国土交通省が文部科学省を通じて東京大学と調整しつつ、祭祀承継者又は地域返還対象団体との間で協議することとし、原則として東京大学が負担するものとする。この場合において、その他必要と認められる費用については、別途民事法制について専門的知見を有する者等の意見を聴いた上、協議して決定するものとする。
- 7 東京大学は、慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等について国に対して訴訟が提起された場合等には、国の機関の求めを受けて、関係資料の提供その他対応可能な範囲において誠実に協力するものとする。

- 8 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、東京大学、文部科学省及び国土交通省が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書4通を作成し、東京大学総長、文部科学省高等教育局長、文部科学省研究振興局長及び国土交通省北海道局長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月1日

国立大学法人東京大学総長
五 神 真



文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳



文部科学省研究振興局長
村 田 善 則



国土交通省北海道局長
水 島 徹 治



協定書

国立大学法人新潟大学（以下単に「新潟大学」という。）並びに文部科学省及び国土交通省は、新潟大学の保管するアイヌの遺骨及び副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を、民族共生象徴空間における慰霊施設（北海道白老郡白老町字白老。以下「慰霊施設」という。）に集約するに当たり、次のとおり協定を締結する。

記

- 1 新潟大学は、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等について有する権利を包括的に放棄し、その返還を求めないものとする。この場合において、当該アイヌ遺骨等について、この協定を締結する時点において新潟大学以外の者が権利を有することが明らかなきときは、慰霊施設に集約するまでに、その者が当該権利を放棄したことの確認その他国がその者から当該アイヌ遺骨等の返還を求められることがないよう必要な措置を講ずることとする。
- 2 新潟大学は、国土交通省が慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態で保管することができるよう、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等の状態を確認の上、集約の手续を行うものとする。
- 3 国土交通省は、文部科学省の協力を得て、集約されたアイヌ遺骨等を慰霊施設において良好な状態で保管するものとする。
- 4 新潟大学は、慰霊施設へのアイヌ遺骨等の集約後においても、当該アイヌ遺骨等について一体化、個体・個人の特定及び関係情報の収集・蓄積を進め、慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態において保管するために行う文部科学省及び国土交通省の取組に協力するものとする（具体的な協力の範囲については、個別具体的な事情に応じ、新潟大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）。
- 5 新潟大学は、アイヌ遺骨等の尊厳ある慰霊の実現が図られるよう、必要な協力等（具体的な範囲については、個別具体的な事情に応じ、新潟大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）を行うよう努めるものとする。
- 6 慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等のアイヌの人々への返還（地域返還を含む。）に係る搬送に際し発生する費用については、国土交通省が文部科学省を通じて新潟大学と調整しつつ、祭祀継承者又は地域返還対象団体との間で協議することとし、原則として新潟大学が負担するものとする。この場合において、その他必要と認められる費用については、別途民事法制について専門的知見を有する者等の意見を聴いた上、協議して決定するものとする。

7 新潟大学は、慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等について国に対して訴訟が提起された場合等には、国の機関の求めを受けて、関係資料の提供その他対応可能な範囲において誠実に協力するものとする。

8 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、新潟大学、文部科学省及び国土交通省が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書4通を作成し、新潟大学学長、文部科学省高等教育局長、文部科学省研究振興局長及び国土交通省北海道局長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月1日

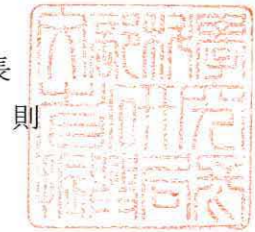
国立大学法人新潟大学学長
高橋 姿



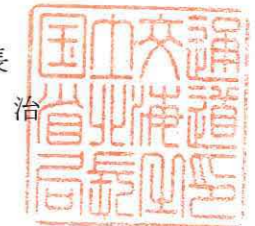
文部科学省高等教育局長
伯井 美德



文部科学省研究振興局長
村田 善則



国土交通省北海道局長
水島 徹治



協定書

国立大学法人京都大学（以下単に「京都大学」という。）並びに文部科学省及び国土交通省は、京都大学の保管するアイヌの遺骨及び副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を、民族共生象徴空間における慰霊施設（北海道白老郡白老町字白老。以下「慰霊施設」という。）に集約するに当たり、次のとおり協定を締結する。

記

- 1 京都大学は、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等について有する権利を包括的に放棄し、その返還を求めないものとする。
- 2 京都大学は、国土交通省が慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態で保管することができるよう、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等の状態を確認の上、集約の手続を行うものとする。
- 3 国土交通省は、文部科学省の協力を得て、集約されたアイヌ遺骨等を慰霊施設において良好な状態で保管するものとする。
- 4 京都大学は、慰霊施設へのアイヌ遺骨等の集約後においても、当該アイヌ遺骨等について一体化、個体・個人の特定及び関係情報の収集・蓄積を進め、慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態において保管するために行う文部科学省及び国土交通省の取組に協力するものとする（具体的な協力の範囲については、個別具体的な事情に応じ、京都大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）。
- 5 京都大学は、アイヌ遺骨等の尊厳ある慰霊の実現が図られるよう、必要な協力等（具体的な範囲については、個別具体的な事情に応じ、京都大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）を行うよう努めるものとする。
- 6 慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等のアイヌの人々への返還（地域返還を含む。）に係る搬送に際し発生する費用については、国土交通省が文部科学省を通じて京都大学と調整しつつ、祭祀承継者又は地域返還対象団体との間で協議することとし、原則として京都大学が負担するものとする。この場合において、その他必要と認められる費用については、別途民事法制について専門的知見を有する者等の意見を聴いた上、協議して決定するものとする。
- 7 京都大学は、慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等について国に対して訴訟が提起された場合等には、国の機関の求めを受けて、関係資料の提供その他対応可能な範囲において誠実に協力するものとする。

8 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、京都大学、文部科学省及び国土交通省が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書4通を作成し、京都大学総長、文部科学省高等教育局長、文部科学省研究振興局長及び国土交通省北海道局長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月1日

国立大学法人京都大学総長
山極 壽



文部科学省高等教育局長
伯井 美徳



文部科学省研究振興局長
村田 善則



国土交通省北海道局長
水島 徹治



協定書

国立大学法人大阪大学（以下単に「大阪大学」という。）並びに文部科学省及び国土交通省は、大阪大学の保管するアイヌの遺骨及び副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を、民族共生象徴空間における慰霊施設（北海道白老郡白老町字白老。以下「慰霊施設」という。）に集約するに当たり、次のとおり協定を締結する。

記

- 1 大阪大学は、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等について有する権利を包括的に放棄し、その返還を求めないものとする。
- 2 大阪大学は、国土交通省が慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態で保管することができるよう、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等の状態を確認の上、集約の手続を行うものとする。
- 3 国土交通省は、文部科学省の協力を得て、集約されたアイヌ遺骨等を慰霊施設において良好な状態で保管するものとする。
- 4 大阪大学は、慰霊施設へのアイヌ遺骨等の集約後においても、当該アイヌ遺骨等について一体化、個体・個人の特定及び関係情報の収集・蓄積を進め、慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態において保管するために行う文部科学省及び国土交通省の取組に協力するものとする（具体的な協力の範囲については、個別具体的な事情に応じ、大阪大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）。
- 5 大阪大学は、アイヌ遺骨等の尊厳ある慰霊の実現が図られるよう、必要な協力等（具体的な範囲については、個別具体的な事情に応じ、大阪大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）を行うよう努めるものとする。
- 6 慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等のアイヌの人々への返還（地域返還を含む。）に係る搬送に際し発生する費用については、国土交通省が文部科学省を通じて大阪大学と調整しつつ、祭祀承継者又は地域返還対象団体との間で協議することとし、原則として大阪大学が負担するものとする。この場合において、その他必要と認められる費用については、別途民事法制について専門的知見を有する者等の意見を聴いた上、協議して決定するものとする。
- 7 大阪大学は、慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等について国に対して訴訟が提起された場合等には、国の機関の求めを受けて、関係資料の提供その他対応可能な範囲において誠実に協力するものとする。

- 8 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、大阪大学、文部科学省及び国土交通省が協議してこれを定めるものとする。

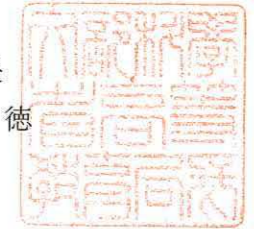
この協定の証として、本書4通を作成し、大阪大学総長、文部科学省高等教育局長、文部科学省研究振興局長及び国土交通省北海道局長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月1日

国立大学法人大阪大学総長
西尾章治郎



文部科学省高等教育局長
伯井美德



文部科学省研究振興局長
村田善則



国土交通省北海道局長
水島徹治



協定書

公立大学法人大阪大阪市立大学（以下単に「大阪市立大学」という。）並びに文部科学省及び国土交通省は、大阪市立大学の保管するアイヌの遺骨及び副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を、民族共生象徴空間における慰霊施設（北海道白老郡白老町字白老。以下「慰霊施設」という。）に集約するに当たり、次のとおり協定を締結する。

記

- 1 大阪市立大学は、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等について有する権利を包括的に放棄し、その返還を求めないものとする。
- 2 大阪市立大学は、国土交通省が慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態で保管することができるよう、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等の状態を確認の上、集約の手続を行うものとする。
- 3 国土交通省は、文部科学省の協力を得て、集約されたアイヌ遺骨等を慰霊施設において良好な状態で保管するものとする。
- 4 大阪市立大学は、慰霊施設へのアイヌ遺骨等の集約後においても、当該アイヌ遺骨等について一体化、個体・個人の特定及び関係情報の収集・蓄積を進め、慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態において保管するために行う文部科学省及び国土交通省の取組に協力するものとする（具体的な協力の範囲については、個別具体的な事情に応じ、大阪市立大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）。
- 5 大阪市立大学は、アイヌ遺骨等の尊厳ある慰霊の実現が図られるよう、必要な協力等（具体的な範囲については、個別具体的な事情に応じ、大阪市立大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）を行うよう努めるものとする。
- 6 慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等のアイヌの人々への返還（地域返還を含む。）に係る搬送に際し発生する費用については、国土交通省が文部科学省を通じて大阪市立大学と調整しつつ、祭祀承継者又は地域返還対象団体との間で協議することとし、原則として大阪市立大学が負担するものとする。この場合において、その他必要と認められる費用については、別途民事法制について専門的知見を有する者等の意見を聴いた上、協議して決定するものとする。
- 7 大阪市立大学は、慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等について国に対して訴訟が提起された場合等には、国の機関の求めを受けて、関係資料の提供その他対応可能な範囲において誠実に協力するものとする。

- 8 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、大阪市立大学、文部科学省及び国土交通省が協議してこれを定めるものとする。

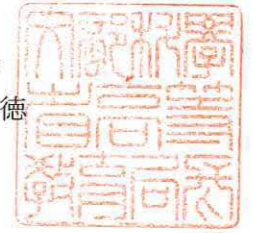
この協定の証として、本書4通を作成し、大阪市立大学学長、文部科学省高等教育局長、文部科学省研究振興局長及び国土交通省北海道局長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月1日

公立大学法人大阪大阪市立大学学長
荒川 哲 男



文部科学省高等教育局長
伯井 美 徳



文部科学省研究振興局長
村田 善 則



国土交通省北海道局長
水島 徹 治



協定書

学校法人南山学園南山大学（以下単に「南山大学」という。）並びに文部科学省及び国土交通省は、南山大学の保管するアイヌの遺骨及び副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を、民族共生象徴空間における慰霊施設（北海道白老郡白老町字白老。以下「慰霊施設」という。）に集約するに当たり、次のとおり協定を締結する。

記

- 1 南山大学は、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等について有する権利を包括的に放棄し、その返還を求めないものとする。
- 2 南山大学は、国土交通省が慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態で保管することができるよう、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等の状態を確認の上、集約の手続を行うものとする。
- 3 国土交通省は、文部科学省の協力を得て、集約されたアイヌ遺骨等を慰霊施設において良好な状態で保管するものとする。
- 4 南山大学は、慰霊施設へのアイヌ遺骨等の集約後においても、当該アイヌ遺骨等について一体化、個体・個人の特定及び関係情報の収集・蓄積を進め、慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態において保管するために行う文部科学省及び国土交通省の取組に協力するものとする（具体的な協力の範囲については、個別具体的な事情に応じ、南山大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）。
- 5 南山大学は、アイヌ遺骨等の尊厳ある慰霊の実現が図られるよう、必要な協力等（具体的な範囲については、個別具体的な事情に応じ、南山大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）を行うよう努めるものとする。
- 6 慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等のアイヌの人々への返還（地域返還を含む。）に係る搬送に際し発生する費用については、国土交通省が文部科学省を通じて南山大学と調整しつつ、祭祀承継者又は地域返還対象団体との間で協議することとし、原則として南山大学が負担するものとする。この場合において、その他必要と認められる費用については、別途民事法制について専門的知見を有する者等の意見を聴いた上、協議して決定するものとする。
- 7 南山大学は、慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等について国に対して訴訟が提起された場合等には、国の機関の求めを受けて、関係資料の提供その他対応可能な範囲において誠実に協力するものとする。

8 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、南山大学、文部科学省及び国土交通省が協議してこれを定めるものとする。

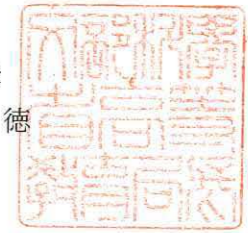
この協定の証として、本書4通を作成し、南山大学学長、文部科学省高等教育局長、文部科学省研究振興局長及び国土交通省北海道局長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月1日

学校法人南山学園南山大学学長
鳥 巢 義 文



文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳



文部科学省研究振興局長
村 田 善 則



国土交通省北海道局長
水 島 徹 治



協定書

学校法人天理大学天理大学（以下単に「天理大学」という。）並びに文部科学省及び国土交通省は、天理大学の保管するアイヌの遺骨及び副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を、民族共生象徴空間における慰霊施設（北海道白老郡白老町字白老。以下「慰霊施設」という。）に集約するに当たり、次のとおり協定を締結する。

記

- 1 天理大学は、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等について有する権利を包括的に放棄し、その返還を求めないものとする。
- 2 天理大学は、国土交通省が慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態で保管することができるよう、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等の状態を確認の上、集約の手續を行うものとする。
- 3 国土交通省は、文部科学省の協力を得て、集約されたアイヌ遺骨等を慰霊施設において良好な状態で保管するものとする。
- 4 天理大学は、慰霊施設へのアイヌ遺骨等の集約後においても、当該アイヌ遺骨等について一体化、個体・個人の特定及び関係情報の収集・蓄積を進め、慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態において保管するために行う文部科学省及び国土交通省の取組に協力するものとする（具体的な協力の範囲については、個別具体的な事情に応じ、天理大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）。
- 5 天理大学は、アイヌ遺骨等の尊厳ある慰霊の実現が図られるよう、必要な協力等（具体的な範囲については、個別具体的な事情に応じ、天理大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）を行うよう努めるものとする。
- 6 慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等のアイヌの人々への返還（地域返還を含む。）に係る搬送に際し発生する費用については、国土交通省が文部科学省を通じて天理大学と調整しつつ、祭祀承継者又は地域返還対象団体との間で協議することとし、原則として天理大学が負担するものとする。この場合において、その他必要と認められる費用については、別途民事法制について専門的知見を有する者等の意見を聴いた上、協議して決定するものとする。
- 7 天理大学は、慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等について国に対して訴訟が提起された場合等には、国の機関の求めを受けて、関係資料の提供その他対応可能な範囲において誠実に協力するものとする。

- 8 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、天理大学、文部科学省及び国土交通省が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書4通を作成し、天理大学学長、文部科学省高等教育局長、文部科学省研究振興局長及び国土交通省北海道局長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月1日

学校法人天理大学天理大学学長

永尾教昭



文部科学省高等教育局長

伯井美德



文部科学省研究振興局長

村田善則



国土交通省北海道局長

水島徹治



協定書

学校法人加計学園岡山理科大学（以下単に「岡山理科大学」という。）並びに文部科学省及び国土交通省は、岡山理科大学の保管するアイヌの遺骨及び副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を、民族共生象徴空間における慰霊施設（北海道白老郡白老町字白老。以下「慰霊施設」という。）に集約するに当たり、次のとおり協定を締結する。

記

- 1 岡山理科大学は、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等について有する権利を包括的に放棄し、その返還を求めないものとする。この場合において、当該アイヌ遺骨等について、この協定を締結する時点において岡山理科大学以外の者が権利を有することが明らかなきときは、慰霊施設に集約するまでに、その者が当該権利を放棄したことの確認その他国がその者から当該アイヌ遺骨等の返還を求められることがないよう必要な措置を講ずることとする。
- 2 岡山理科大学は、国土交通省が慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態で保管することができるよう、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等の状態を確認の上、集約の手続を行うものとする。
- 3 国土交通省は、文部科学省の協力を得て、集約されたアイヌ遺骨等を慰霊施設において良好な状態で保管するものとする。
- 4 岡山理科大学は、慰霊施設へのアイヌ遺骨等の集約後においても、当該アイヌ遺骨等について一体化、個体・個人の特定及び関係情報の収集・蓄積を進め、慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態において保管するために行う文部科学省及び国土交通省の取組に協力するものとする（具体的な協力の範囲については、個別具体的な事情に応じ、岡山理科大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）。
- 5 岡山理科大学は、アイヌ遺骨等の尊厳ある慰霊の実現が図られるよう、必要な協力等（具体的な範囲については、個別具体的な事情に応じ、岡山理科大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）を行うよう努めるものとする。
- 6 慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等のアイヌの人々への返還（地域返還を含む。）に係る搬送に際し発生する費用については、国土交通省が文部科学省を通じて岡山理科大学と調整しつつ、祭祀承継者又は地域返還対象団体との間で協議することとし、原則として岡山理科大学が負担するものとする。この場合において、その他必要と認められる費用については、別途民事法制について専門的知見を有する者等の意見を聴いた上、協議して決定するものとする。

7 岡山理科大学は、慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等について国に対して訴訟が提起された場合等には、国の機関の求めを受けて、関係資料の提供その他対応可能な範囲において誠実に協力するものとする。

8 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、岡山理科大学、文部科学省及び国土交通省が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書4通を作成し、岡山理科大学学長、文部科学省高等教育局長、文部科学省研究振興局長及び国土交通省北海道局長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月1日

学校法人加計学園岡山理科大学学長

柳澤 康



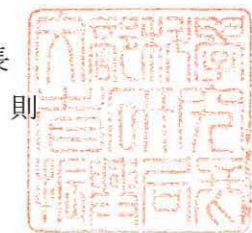
文部科学省高等教育局長

伯井 美德



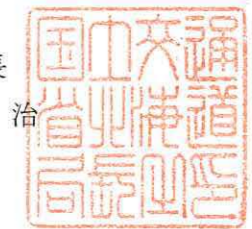
文部科学省研究振興局長

村田 善則



国土交通省北海道局長

水島 徹治



協定書

国立大学法人東京医科歯科大学（以下単に「東京医科歯科大学」という。）並びに文部科学省及び国土交通省は、東京医科歯科大学の保管するアイヌの遺骨及び副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を、民族共生象徴空間における慰霊施設（北海道白老郡白老町字白老。以下「慰霊施設」という。）に集約するに当たり、次のとおり協定を締結する。

記

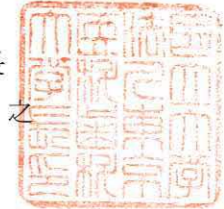
- 1 東京医科歯科大学は、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等について有する権利を包括的に放棄し、その返還を求めないものとする。
- 2 東京医科歯科大学は、国土交通省が慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態で保管することができるよう、慰霊施設に集約するアイヌ遺骨等の状態を確認の上、集約の手続を行うものとする。
- 3 国土交通省は、文部科学省の協力を得て、集約されたアイヌ遺骨等を慰霊施設において良好な状態で保管するものとする。
- 4 東京医科歯科大学は、慰霊施設へのアイヌ遺骨等の集約後においても、当該アイヌ遺骨等について一体化、個体・個人の特定及び関係情報の収集・蓄積を進め、慰霊施設においてアイヌ遺骨等を良好な状態において保管するために行う文部科学省及び国土交通省の取組に協力するものとする（具体的な協力の範囲については、個別具体的な事情に応じ、東京医科歯科大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）。
- 5 東京医科歯科大学は、アイヌ遺骨等の尊厳ある慰霊の実現が図られるよう、必要な協力等（具体的な範囲については、個別具体的な事情に応じ、東京医科歯科大学、文部科学省及び国土交通省が別途話し合うものとする。）を行うよう努めるものとする。
- 6 慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等のアイヌの人々への返還（地域返還を含む。）に係る搬送に際し発生する費用については、国土交通省が文部科学省を通じて東京医科歯科大学と調整しつつ、祭祀承継者又は地域返還対象団体との間で協議することとし、原則として東京医科歯科大学が負担するものとする。この場合において、その他必要と認められる費用については、別途民事法制について専門的知見を有する者等の意見を聴いた上、協議して決定するものとする。
- 7 東京医科歯科大学は、慰霊施設において保管するアイヌ遺骨等について国に対して訴訟が提起された場合等には、国の機関の求めを受けて、関係資料の提供その他対応可能な範囲において誠実に協力するものとする。

8 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、東京医科歯科大学、文部科学省及び国土交通省が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書4通を作成し、東京医科歯科大学学長、文部科学省高等教育局長、文部科学省研究振興局長及び国土交通省北海道局長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月1日

国立大学法人東京医科歯科大学学長
吉澤靖之



文部科学省高等教育局長
伯井美徳



文部科学省研究振興局長
村田善則



国土交通省北海道局長
水島徹治

